

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	1	心身障害者福祉事業
分科会	7	障害福祉分科会	調整項目	16	進行性筋萎縮症者入所措置

中条町担当	町民福祉課	福祉保育係	担当者名	
黒川村担当	住民課	社会福祉係	担当者名	

現況			調整方針		備考	
記載事項	中条町	黒川村				
名称	進行性筋萎縮症者療養給付事業	同左	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。		財源 県 3 / 4 町村 1 / 4	
目的	進行性筋萎縮症に罹患している身体障害者に対し、療養にあわせて必要な訓練等を行い、その福祉の増進を図ること。	同左				
事業概要	進行性筋萎縮症者を医療機関に入所させ、若しくは通所させ必要な治療、訓練及び生活指導を行う。	同左				
対象者	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の進行性筋萎縮症者であって、その治療等に特に長期間を要する者とする。	同左				
給付の委託	療養等の給付のうち、入所については、社会福祉事業法第2条第3項第5号に規定する事業(生活困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業)を行う施設で療養等の給付に必要な人員及び医療器具等を整備しているもの及び国立療養所に委託して行うものとする。また、療養等の給付のうち、通所については療養担当機関に委託して行うものとする。	同左				
費用	療養等の給付に要する費用は、進行性筋萎縮症者の医療費及びその他の費用とする。 医療費については、療養等担当機関が中条町に請求することのできる額は、健康保険の診療報酬の例により算出した額のうち、健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済法、地方公務員等共済法又は私立学校教職員共済法の規定による被保険者若しくは被扶養者に係る保険給付があるときは、当該保険給付相当額を控除した額とする。ただし、70歳以上の者及び65歳以上70歳未満の者であって老人保健法施行令(昭和57年政令第293号)別表に定める程度の障害の状態にあるものについては、老人保健の診療報酬の例により算定した額のうち、老人保健法の規定による医療の給付があるときは、当該給付相当額を控除した額とする。 国は予算の範囲内において、町が療養等の給付に要する費用として支出する金額については、別に定めるところにより、その10分の5を補助するものとするが、当該補助金を交付する場合には、給付対象者又は扶養義務者の負担能力を考慮するものとし、当該給付対象者に対する給付に要する費用の額から、扶養義務者等の一部負担金を控除した額をもって、国庫補助の基本額とする。この場合においては、当該一部負担金可能額の基準は、「更生医療の給付又は補装具の交付若しくは修理を受ける者の負担すべき額の認定方法について」(昭和48年社更第71号)に定める更生医療の例による。	同左				
14年度決算額	4,184,979円	該当者なし	財政への影響額 単位：千円			
15年度予算額	4,326,000円		予算額	調整後見込額	影響額(増減)	
関係法令等	進行性筋萎縮症者療養給付事業実施要綱		中条町	4,326	4,326	0
			黒川村	0	0	0
			計	4,326	4,326	0
備考 平成15年度当初予算ベース						